

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔）	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）	②	円 <small>(△を付けないで書いてください。)</small>
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)	③	<small>(△を付けないで書いてください。)</small>
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)	④	<small>(△を付けないで書いてください。)</small>
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）	⑥	<small>(△を付けないで書いてください。)</small>
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）	⑦	<small>(△を付けないで書いてください。)</small>
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計 (②+⑥+⑦)	⑧	

事業 業 等	営	事業所得（営業等）に係る 必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨	
	業	$\left(\begin{array}{l} \text{組合事業に係る青色申告} \\ \text{決算書(一般用)の④(収} \\ \text{支内訳書(一般用)の②} \\ \text{の金額} \end{array} \right) + ⑨$	⑩	
所 得	農	事業所得（農業）に係る 必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪	
	業	$\left(\begin{array}{l} \text{組合事業に係る青色申告} \\ \text{決算書(農業所得用)の} \\ \text{④(収支内訳書(農業所} \\ \text{得用)の⑦)の金額} \end{array} \right) + ⑪$	⑫	
不 動 産 所 得	不 動 産	不動産所得に係る 必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬	
	所 得	$\left(\begin{array}{l} \text{組合事業に係る青色申告} \\ \text{決算書(不動産所得用)の} \\ \text{②(収支内訳書(不動産所} \\ \text{得用)の⑤)の金額} \end{array} \right) + ⑬$	⑭	
山 林 所 得	山 林	山林所得に係る 必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮	
	所 得	$\left(\begin{array}{l} \text{組合事業に係る山林所得} \\ \text{収支内訳書の⑦(山林所} \\ \text{得収支内訳書(課税事業} \\ \text{者用)の②)の金額} \end{array} \right) + ⑮$	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は②の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④（収支内訳書（農業所得用））は⑦の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②（収支内訳書（不動産所得用））は⑤の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は②の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

控
用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳)のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額(以下「必要経費不算入損失額」といいます。)を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳)	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額(一面の3の③)(黒字の時は0)	②	(△を付けないで書いてください。) 円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)	③	(△を付けないで書いてください。)
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)	④	(△を付けないで書いてください。)
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額(一面の3の④)(黒字の時は0)	⑥	(△を付けないで書いてください。)
山林所得の損失額(一面の3の⑤)(黒字の時は0)	⑦	(△を付けないで書いてください。)
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計(②+⑥+⑦)	⑧	

事業 業 等	事業所得(営業等)に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤})$	⑨	
	(組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額) + ⑨	⑩	
所 業 得	事業所得(農業)に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤})$	⑪	
	(組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額) + ⑪	⑫	
不 動 産 所 得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑥}{⑧})$	⑬	
	(組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の④(収支内訳書(不動産所得用)の②)の金額) + ⑬	⑭	
山 林 所 得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑦}{⑧})$	⑮	
	(組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額) + ⑮	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)(収支内訳書(一般用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)(収支内訳書(農業所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)(収支内訳書(不動産所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の④(収支内訳書(不動産所得用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書(山林所得収支内訳書(課税事業者用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書(課税事業者用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二
面

○この用紙は

控
用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。